

(質問)

県で管理している防災ヘリコプターは、どのような目的と基準で運航しているのですか。

(回答)

- ・ 県では、災害時の情報収集や人命救助、山林火災の消火など各種災害に対して迅速かつ的確に対応するため、平成7年4月に防災ヘリコプター「あかふじ」(シコルスキ-S76B型)を導入し運航を開始しました。

同ヘリを運行管理する山梨県防災航空隊は双葉町の日本航空学園・双葉ヘリポートにあり、室長(県職員)、隊員8名(消防本部からの併任職員)、委託先の操縦士3名、整備士5名、運行管理担当者2名の計18名で構成しています。

運航の基準は「山梨県防災ヘリコプター運行管理要綱」に定められています。

その基準は、以下の通りです。

- ① 災害対策基本法・第2条第1項第2号に規定する防災のための活動
(災害の未然防止、災害が発生した場合における被害の拡大防止、災害の復旧等)
- ② 消防組織法・第1条に規定する任務で、市町村等の応援要請に基づく活動
(水害、火災、地震、山崩れ等の災害の防除・軽減、救急・救助)
- ③ 他県との相互応援協定に基づく応援要請があった場合の応援のための活動
- ④ 国の「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項」及び「緊急消防援助隊要綱」に基づき、消防庁長官の応援要請があった場合の応援のための活動
- ⑤ 訓練のための活動
- ⑥ その他、総括管理者(総務部長)が必要と認める活動

- ・ 上記①～④の運航(緊急運航)に当たっては、次の要件を必要とします。

- ① 公共性 …災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること
- ② 緊急性 …緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合
- ③ 非代替性 …防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

・ <気象条件>

ヘリコプターを運航する際の気象条件としては「有視界飛行」が原則となっています。(※例えば、山の稜線に雲がかかっている場合、山越えはできません。)

・ <救急出動>

「山梨県防災ヘリコプターの救急出場基準」(H13.2)では、消防本部において防災ヘリコプターへの出動要請を躊躇なくできるように、傷病者の受傷原因、現在の症状を具体的に掲げるとともに、ヘリ搬送が有効である地域を地図で示しました。

・ <ヘリコプター・テレビ電送システム>

同ヘリに搭載された同システムにより、被災地等の上空からの映像を県災害対策本部に送信することができます。

(問い合わせ先)

連絡先 山梨県総務部消防防災課
担当 当 防災航空担当
電話 0551(20)3601
FAX 0551(20)3603
E-mail shobo@pref.yamanashi.jp